

＜第二部＞

「循環経済に係る総務省の取組について」

総務省

地域力創造グループ 地域政策課長 大森 康宏

循環経済に係る総務省の取組について

令和8年8月

総務省 地域力創造グループ 地域政策課

ローカル10,000プロジェクト（地域経済循環創造事業交付金）

R8当初予算額 6.7億円
R7補正予算額 21.2億円
(R7当初予算額 6.2億円)

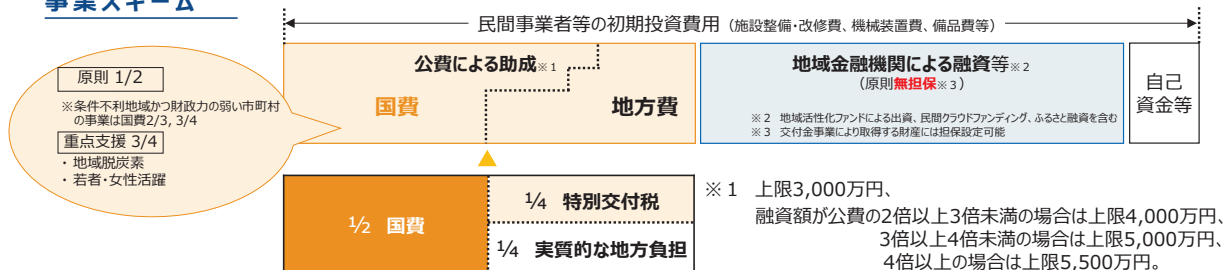


産官学金の連携により、地域の資源と資金を活用した地域密着型の新規事業の立ち上げを支援

①地域密着型（地域資源の活用） ②地域課題への対応 ③地域金融機関による融資等 ④新規性（新規事業） ⑤モデル性

の要件について、国の有識者審査を経て該当すると認められた事業が対象

事業スキーム



事例・採択件数

R4 : 15件 R5 : 23件 R6 : 82件 R7 : 108件（過去最高）

岩手県久慈市

木質バイオマスを活用したいけ栽培



山梨県都留市

繊維業再興のための新商品開発



長野県佐久市

地元産米を活用した酒づくり



徳島県美馬市

古民家を活用した観光・宿泊事業



鹿児島県長島町

地元産茶を活用したプリの養殖



ローカル10,000プロジェクト 岩手県久慈市 「ハウス内環境制御と木質バイオマスエネルギーを活用した菌床しいたけ栽培による地域経済循環創出事業」

平成27年度採択

事業背景

- 地球温暖化により、猛暑が続くようになり、品質・収穫に与える影響が大きくなったため、断熱対策だけでなく、冷房設備の導入が必要。
- ハウス内CO₂濃度の調整について、生産者の経験と勘により換気調整を行っていたが、生産量が安定せず、作業環境にも影響が出る。
- 東日本大震災の影響で、設備倒壊等による生産不能、福島第一原発の事故による風評被害による価格の下落が見られる。

取組内容

- ICTを活用したハウス内温度、湿度、CO₂濃度等の監視制御システム及び低コスト高断熱ハウスを導入し、全国に例のない菌床しいたけ栽培技術確立するとともに、地域生産者への普及、しいたけの一大産地化を図る。
- 久慈地域の木材の残材等を活用した木質バイオマスエネルギーによる熱供給を受けることにより、化石燃料価格の変動に左右されない安定した経営と環境負荷の低減、エネルギーの地産地消による地域経済循環システム構築の実現を図る。



導入したハウス



菌床しいたけ生産の様子①



菌床しいたけ生産の様子②

事業実施者

有限会社 越戸きのご園

自治体・金融機関の支援内容

- 公費による交付額：40,000千円
国費（地域経済循環創造事業交付金）：40,000千円
地方費：0千円
- みちのく銀行による融資：57,505千円
- 【初期投資】ハウス建設のための施設整備費・CO₂センサー導入のための備品費など

地域への貢献

- 菌床しいたけの生産量増加と安定供給
- 久慈地域のしいたけブランド力の向上
- 新規雇用の創出
- 木質バイオマスエネルギーの導入による未利用材の活用

2

ローカル10,000プロジェクト 香川県小豆島町 「小豆島オリーブ産業の活性化と採油施設の新設による持続可能な地域発展計画」

令和6年度採択

事業背景

- 小豆島のオリーブ産業は、規模の小さい農家が多く、自社で採油することが困難であり、収益性が低い現状に直面している。また、安定した販路の確保が課題となっている。
- 従来のオリーブの流通では、品質規格が厳しく、また販売手数料等を勘案すると農家への還元は限定的であった。
- この状況は、農業従事者の減少や新規参入の障壁となり、地域産業の持続可能性を損なう要因となっている。

取組内容

- 小豆島産のオリーブを活用したオリーブオイル関連製品の生産、販売を中心としたビジネスモデルを構築する。小豆島内の農家から新鮮なオリーブを買取り、自社で導入する採油施設で加工を行う。
- 地域資源であるレモンやかんきつ類を利用したフレーバーオイル等の新商品開発を行うことで差別化された新商品開発にも着手する。
- 主に自社ECサイトを通じて直接販売や地域の道の駅や観光地等でも販売することで、地域内外の消費者にアプローチする。



採油機



オリーブ商品①



オリーブ商品②

事業実施者

オリーブアイランド株式会社

自治体・金融機関の支援内容

- 公費による交付額：17,724千円
国費（地域経済循環創造事業交付金）：11,816千円
地方費：5,908千円
- 香川銀行による融資：17,800千円
- 【初期投資】施設整備費

地域への貢献

- 農家からの直接買い取りによる安定的な収入源の確保が農業の活性化や後継者育成につながる。
- 採油や加工、販売における新規雇用の創出により、地域住民に働く機会を提供し、地域内での経済循環を促進する。
- オリーブや柑橘類を使った新商品開発を通じて、小豆島のブランド価値を高め、観光地としての魅力を強化する。

3

ローカル10,000プロジェクト 事業効果

直近10年間の採択事業の状況（H27年度～R6年度採択事業。R7.7.31時点）

◎事業化された総事業：314事業

うち、継続事業：295事業（94%） ※ 5年経過時点の継続事業の割合 98%

（参考）創業後5年経過時点の企業生存率 81%（中小企業白書2023）

⇒地方自治体、地域金融機関の伴走支援により高い継続事業率を確保

◎継続している295事業のうち決算期が到来した事業：259事業

うち、黒字事業：132事業（51%） ※ 5回以上決算期到来事業の黒字割合：56%
（102/181事業）

（参考）黒字企業割合 39%（国税庁 令和5年度分会社標本調査）

雇用人数：2,095人（1事業あたり8人）

⇒収益面・雇用面においても優良な事業を創出

これまでの採択事業の状況（H24年度～R6年度採択された560事業の交付実績）

◎事業実績額 444億円（公費交付額 154億円、融資額 226億円、自己資金等 64億円）

⇒公費交付額（154億円）により、地域金融機関からの無担保融資（226億円）が誘発され、

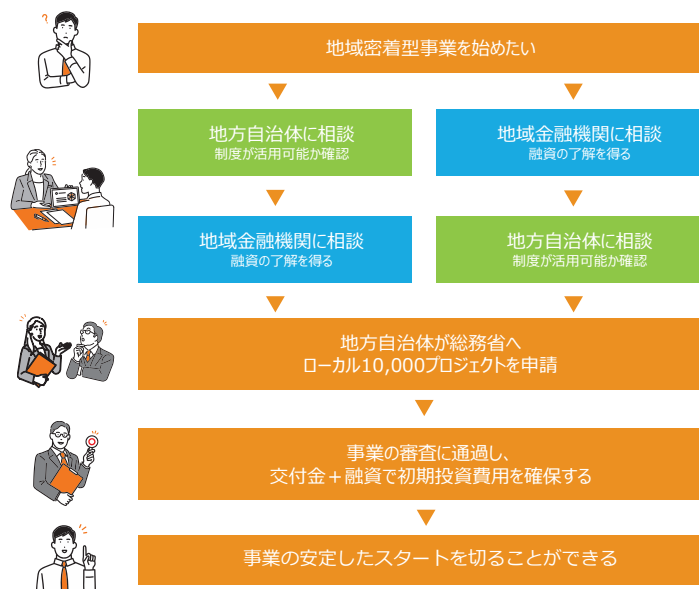
地域における資金循環に寄与（投資効果※は2.5倍）※（融資額＋公費）／公費

4

ローカル10,000プロジェクトとは

ローカル10,000プロジェクト（地域経済循環創造事業交付金）は、産官学金の連携により、**地域の資源と資金を活用した、地域課題の解決に資する新たなビジネスの立ち上げを支援する**ものです。

地域密着型事業をスタートするまでの流れ（例）



5

ローカルスタートアップ支援制度 [事業の企画～立ち上げまで各段階での財政措置]



- 地域の資源と資金を活用した地域課題の解決に資する創業・新規事業（ローカルスタートアップ）を支援
- **事業の企画・立ち上げ準備・事業立ち上げの各段階**において、交付金・特別交付税により支援

※ローカルスタートアップ支援制度を活用するには、「創業支援等事業計画」の作成が必要（認定件数1,580市区町村（R8.6月時点））

支援内容

① 事業の企画

特別交付税

（措置率0.8・財政力補正あり）

- ・創業支援等事業計画の作成
- ・創業塾、創業セミナー、研修
- ・ビジネスコンテスト
- ・創業コーディネーターの設置

② 立ち上げ準備

特別交付税

（措置率0.8・財政力補正あり）

- ・地域脱炭素等に係る調査分析
- ・地域資源の調査分析
- ・ビジネスモデル調査分析
- ・法人設立等に係る経費
- ・オフィスの賃貸料、インキュベーション施設

③ 事業立ち上げ

交付金（交付率1/2～3/4）

- ・ローカル10,000プロジェクト（国庫補助事業）を活用した初期投資（施設整備・改修、機械装置、備品等）
- ※モデル性を有するもの

特別交付税（措置率0.5・財政力補正あり）

- ・ローカル10,000プロジェクト（地方単独事業）を活用した初期投資（施設整備・改修、機械装置、備品、商品開発費、広告宣伝費等）
- ※モデル性は問わない
- ・ローカル10,000プロジェクト（地方単独事業）を活用した事業に対する、フォローアップ、事業分析・再構築に係る経費

地域脱炭素研修（自治大学校特別研修）

- 「地球温暖化対策計画」（令和7年2月18日閣議決定）では、2030年までの5年間を実行集中期間と位置づけ、自治体の地域脱炭素の推進に必要な施策の実行に取り組むこととされている。
- 人材面の国の支援として、自治体において地域脱炭素の実現を担う中核人材を育成するための研修を実施することとされている。
- このため、自治体職員に対し、地域脱炭素の取組等に関する専門家等からの講義を通じて、脱炭素施策を企画し、職場に提案いただくことをゴールに自治大学校で研修を実施する。

時期

令和8年10月7日（水）～10月9日（金）（2泊3日）（年1回開催）

対象

地域脱炭素の取組を加速化させるために、関連施策に携わる自治体職員。
※初任者の参加可能。

研修内容

- ①脱炭素地域づくりに関して、専門家からの説明
- ②脱炭素地域づくりに関して、先進自治体からの事例紹介
- ③自治体職員同士で、脱炭素社会実現に向けたグループワークの実施

（専門家及び先進自治体職員がコーディネート役）

応募方法

「一斉通知・調査システム」にて事務連絡を発出しておりますので、
受講申込書に必要事項を記入のうえ、担当（chisei@soumu.go.jp）までご提出ください。

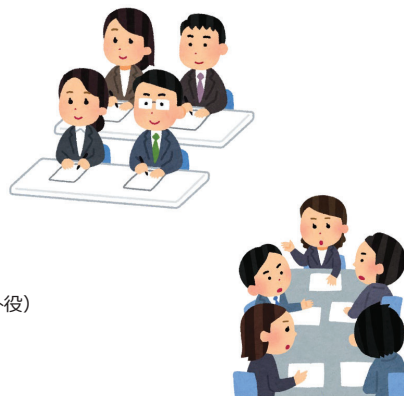
これまでの実施状況

【令和7年度】

実施日：10月8日（水）～10月10日（金）
受講者：23名

【令和6年度】

実施日：10月2日（水）～10月4日（金）
受講者：32名



GXアドバイザーの派遣（経営・財務マネジメント強化事業）



(総務省HP)

(JFM HP)

- 「地球温暖化対策計画」（令和7年2月18日閣議決定）では、自治体が地域脱炭素を推進する上で、専門知識を有する人材の不足が課題となっていることから、専門人材を派遣し、自治体の取組の促進を図ることとされている。
- 総務省と地方公共団体金融機構（JFM）の共同事業として、**地域脱炭素に取り組む自治体に対しアドバイザーを派遣**

※アドバイザーの謝金・旅費をJFMが全額負担

アドバイザー派遣の流れ



支援分野

※詳細は、「地方公共団体の経営・財務マネジメント強化事業実施の手引き」を参照
<https://www.jfm.go.jp/support/development/keieizaimu.html> (JFM HP)

民間事業者、学識経験者のほか、GX関連業務経験のある現役の公務員などもアドバイザーとして派遣可能（R8.7月現在、**50名**がアドバイザー登録済）

●課題対応アドバイス事業

地域脱炭素に取り組む都道府県・市区町村に対して、下記の分野において支援を実施

- ①公共施設等の脱炭素化
- ②住宅・建築物等の脱炭素化
- ③循環経済への移行を通じた脱炭素化
- ④脱炭素型まちづくり
- ⑤食料・農林水産業の生産力向上と持続性の両立
- ⑥脱炭素型ライフスタイルへの転換
- ⑦地域共生型・地域裨益型の再エネ導入の推進
- ⑧系統連携・地域におけるエネルギー需給マネジメント
- ⑨新たな技術の地域における実装・需要創出

●啓発・研修事業

都道府県が市区町村に支援分野の研修会・相談会を行う場合に、アドバイザーを派遣

POINT

- 自治体の**予算措置が不要**
- Webから**簡単に手続きが可能**

8

GXアドバイザーの活用をご検討ください！

【このような課題を抱えている自治体におすすめです】

- 地域脱炭素を進めたいが、**専門的な知見が不足している**。
- アドバイザーからアドバイスを受けたいが、**予算の確保が困難である**。
- 補助金の申請等に係る**手続きを簡潔に済ませたい**。

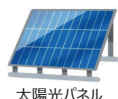
左記の悩みは解決できます！
「GXアドバイザー」をご活用ください！

【応募いただいた自治体に応募のきっかけを聞いてみました】

自治体の声①

私の自治体では、脱炭素を実現するためにこれまで「地方公共団体実行計画」を策定してきましたが、これからは計画の実現に向けて、具体的な取り組みを検討していきたいと考えています。

ただ、職員の知識や経験が不足していることもあり、思うように事業が検討できない状態でした。



「再エネを導入したいが、
 どうすれば良いかわからない・・・」

「GXアドバイザー」の制度は、
**様々な分野に精通したアドバイザーがいるため、
 自分の自治体の状況とマッチしたアドバイザー**にお願いすることができました。

今後は、再エネを導入するにあたってのスキームや調整すべきことを協議したり、国の補助金等の申請に向けてアドバイスをもらいたいです。



「アドバイザーから適切な
 アドバイスを受けられます！」

自治体の声②

私の自治体では、アドバイザーに対する予算が確保できず、思うようにGXの推進を進められないでいました。

本制度は、地方公共団体金融機構からアドバイザーに直接謝金や旅費が支払われるため、**自治体の予算措置が不要であり**、活用しやすかったです。



「アドバイザーからアドバイスを
 受けたのに予算がない・・・」



「**予算措置不要で
 制度を活用できます！**」

自治体の声③

応募にあたって、いろいろな補助金の活用を検討しましたが、どれも申請の手続きが大変で、申請するだけで多くの時間を要することがわかりました。

本制度は、**申請～実績報告までWebを使って行うことができるため、**
 めんどうな書類のやりとりや手続きがなく、効率が高かったです。



「申請するだけで、大変だ・・・」



9

脱炭素化推進事業債等の延長・拡充

- 地球温暖化対策計画（令和7年2月閣議決定）を踏まえ、温室効果ガスの「2050年ネット・ゼロ」の実現に向け、地域脱炭素を加速化するために、脱炭素化推進事業債等を延長・拡充
- 延長期間は、地球温暖化対策計画に位置づけられた実行集中期間を踏まえ、令和12年度までの5年間とする

1. 対象事業

※赤字は拡充分 ※公営企業についても同様に措置

（1） 地方単独事業として実施するもの

- ① 公共施設等における再生可能エネルギー設備等の整備
※売電を主目的とするものは原則対象外としていたが、
**発電電力を地域内で消費するための売電を主目的として
自治体が整備するもの**を対象に追加
- ② 公共施設等をZEB※基準に適合させる改修等
※ZEB(Net Zero Energy Building)とは、一定の省エネルギーを図った上で、
再生可能エネルギー等の導入により、エネルギー消費量を更に削減した建築物
- ③ 公共施設等を省エネ基準に適合させる改修
※建物全体が基準を満たす場合に加え、**空調等の各設備
が個別に省エネ基準を満たす場合**を対象に追加
- ④ 公共施設等へのLED照明導入のための改修
- ⑤ 公用車における電動車※の導入・充放電設備の整備
※電気自動車、燃料電池自動車、プラグインハイブリッド車、
ハイブリッド車

（2） 国庫補助事業として実施するもの

ペロブスカイト太陽電池の導入

※一般補助施設整備等事業債の対象に追加

3. 事業期間

令和8年度～令和12年度（5年間）

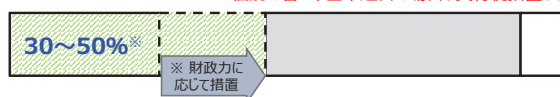
2. 地方財政措置

（1） ①及び②の事業 ※売電が主目的の場合、対象事業費は1/2

地方債充当率 90%



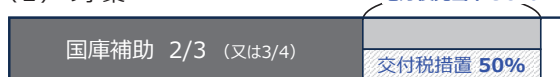
（1） ③及び④の事業 ※個別の省エネ基準適合の場合、交付税措置30%



（1） ⑤の事業



（2） の事業



4. 事業費

1,000億円（令和7年度：1,000億円）